

川内村における対策地域内廃棄物の減容化処理完了について

平成 28 年 3 月 9 日
環境省福島環境再生事務所

環境省では、平成 26 年 12 月から川内村の旧警戒区域内で発生した廃棄物の減容化処理を進めておりましたが、平成 28 年 2 月 29 日に処理が完了いたしましたのでお知らせいたします。

1 概要

川内村仮設処理施設では、村内の旧警戒区域内で発生した対策地域内廃棄物（片付けごみ、被災家屋の解体に伴う廃棄物等）を処理するため、平成 26 年 12 月より減容化処理を進めてまいりました。

処理期間中に片付けごみ 963 トン、被災家屋の解体に伴う廃棄物 1,053 トン、合計 2,016 トンを処理し、平成 28 年 2 月 29 日で廃棄物の減容化処理が完了いたしました。

<施設概要>

設置場所：福島県双葉郡川内村大字下川内字五枚沢地内
処理能力：ストーカー炉 7 トン／日（8 時間運転）

<処理実績>

処理量：2,016 トン

発生した焼却灰：主灰 214 トン、飛灰 444 トン

焼却灰等の放射性物質濃度：主灰 690～15,000Bq/kg

飛灰 510～ 21,900Bq/kg

焼却灰は事業用地内の仮設灰保管施設に保管し、継続的に環境モニタリング等を実施しながら、最終処分場に搬出する計画です。

<問い合わせ先>

環境省福島環境再生事務所
減容化施設整備課

課長：小島 啓之

課長補佐：福島 正明

電話：024-563-6954